

●特定教育・保育施設 確認変更申請書 添付資料・届出期限一覧

保育所・認定こども園の無償化に関する確認申請の変更書類です。

届出先：加古川市 提出部数：1部

	変更事項	添付書類	根拠法令	手続すべき時期
事前 手続	①利用定員の増加	1 届出様式 別紙1 (①の場合のみ)	①子ども・子育て支援法 第32条第1項 ②子ども・子育て支援法 第35条第2項	①あらかじめ 変更予定日までに ②あらかじめ 減少の日の3月前 までに
	②利用定員の減少	2 平面図、配置図 3 各室別面積表 4 屋外遊戯場の求積図 5 変更後の定員に対する職員の体制 6 変更後の職員勤務体制(シフト表) 7 変更前の運営規程 8 変更後の運営規程 9 変更事項に係る議事録の写し		
事後 手続	③施設の名称の変更	1 法人定款(寄附行為)その他規約 2 変更事項に係る議事録の写し	子ども・子育て支援法 第35条第1項	変更があった日から 10日以内
	④施設の所在地 (地番)の変更	1 新たな地番が確認できる書類 (土地、建物の登記簿謄本 など) 2 変更事項に係る議事録の写し	子ども・子育て支援法 第35条第1項	変更があった日から 10日以内
	⑤設置者の名称、 所在地の変更	1 法人登記事項証明 2 法人定款(寄附行為)その他規約 3 変更事項に係る議事録の写し	子ども・子育て支援法 第35条第1項	変更があった日から 10日以内
	⑥設置者の代表者の 氏名、生年月日、 住所、職名の変更	1 法人登記事項証明 2 新たな責任者の経歴書 3 申請をすることができない者に該当しないことの誓約書 4 暴力団等の排除に関する誓約書 兼 同意書 5 役員の一覧表 6 変更事項に係る議事録の写し	子ども・子育て支援法 第35条第1項	変更があった日から 10日以内
	⑦設置者の定款、 寄附行為等及び 登記事項証明書の変更	1 法人登記事項証明 2 法人定款(寄附行為)その他規約 3 変更箇所の新旧対照表 4 変更事項に係る議事録の写し	子ども・子育て支援法 第35条第1項	変更があった日から 10日以内
	⑧建物の構造概要及び 図面並びに設備の概要 の変更	1 平面図、立面図、配置図、付近見取図 2 各室別面積表 3 土地、屋外遊戯場の求積図 4 土地、建物の登記簿謄本 5 賃貸借契約書(自己所有でない場合) 6 収支予算書 7 借入金の償還計画(借入がある場合) 8 変更事項に係る議事録の写し	子ども・子育て支援法 第35条第1項	変更があった日から 10日以内
	⑨施設の管理者の氏名、 生年月日、住所の変更	1 新たな施設長の経歴書 2 新たな施設長の資格証明書 3 新たな施設長の辞令 4 新たな施設長の勤務証明書 5 変更事項に係る議事録の写し	子ども・子育て支援法 第35条第1項	変更があった日から 10日以内
	⑩運営規程の変更	1 変更前の運営規程 2 変更後の運営規程 3 変更事項に係る議事録の写し	子ども・子育て支援法 第35条第1項	変更があった日から 10日以内(※)
	⑪役員 の氏名、 生年月日及び住所の変更	1 申請をすることができない者に該当しないことの誓約書 2 暴力団等の排除に関する誓約書 兼 同意書 3 新たな役員の一覧表 4 変更事項に係る議事録の写し	子ども・子育て支援法 第35条第1項	変更があった日から 10日以内

(※) 運営管理規程の変更については、年に1度まとめて、もしくは、他の変更手続きと併せて手続きすることで良いと  
国から示されています。